

監査報告書

令和6年6月27日

高知県公立大学法人
理事長 伊藤 博明 様

高知県公立大学法人

監事 鎌倉 昭浩 
監事 松本 亨太 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、理事会及び経営審議会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、必要に応じて重要な決裁書類等を閲覧するほか、関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、法人におけるガバナンス体制や理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書に関し、監査の方法の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (3) 内部統制システムの整備及び運用は相当であると認める。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を適正に表示していると認める。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (7) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (9) 役員の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められない。

以上